

エレベーターの社会的劣化(既存不適格等)の改修

(B-設備6、B-設備7 参照)

対象エレベーター

用途	乗用
台数	6台(7号機～12号機又は1号機～6号機)
定員・積載量	20人・1,300kg
定格速度	120m/min
停止階	15(7号機～12号機)又は14(1号機～6号機)

改修概要

- ・以下の法令に適合する。
 - ①戸開走行保護装置の設置義務付け
(建築基準法施行令第129条の10第3項第一号(平成21(2009)年9月))
 - ②エレベーターの地震その他の震動に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件(告示1047号(平成25年(2013)10月))
 - ③地震その他の震動によってエレベーターの釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法を定める件(告示1048号(平成25年(2013)10月))に適合させる。
- ・定格速度の変更を合わせて行う。
- ・B-設備6、B-設備7の関連改修を合わせて行う。

- ・以下の作業等を含む
 - ①既設エレベーターの撤去
 - ②各階エレベーターホールの安全区画壁の設置、盛替え及び撤去
 - ③ストックヤード養生
 - ④昇降路内工事用区画壁設置及び撤去
 - ⑤機械室内工事用区画壁設置及び撤去
 - ⑥揚重・搬入用仮設及び養生
 - ⑦機械室内躯体改修及び復旧
 - ⑧その他エレベーター改修に必要な作業等

作業条件

- ・輸送能力を検討し、議員会館の運営上、サービス水準が低下しないように、作業に伴い長期間停止する台数が最低限となるよう計画する。
- ・選挙年(令和4(2022)年度、令和7(2025)年度、令和10(2028)年度)は改修を行わないこと。
- ・改修対象号機、改修順序、改修時期、作業時間は、参議院と協議の上決定すること。
- ・意匠的な配慮を行い、改修前と同程度とすること。
- ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから作業すること。

・受付システム・会議室案内表示設備の改修

設備概要

- ・受付システム・会議室案内表示設備は、サービスサイト、会議室予約システム及び会議室案内表示システムから構成される。
- ・サービスサイトは参議院の各種情報サービスが閲覧及び会議室の予約や状況・確認取消しができる機能を有する。
- ・会議室予約システムは面会の事前予約や面会予約を行う設備である。
- ・会議室案内表示システムは、会議室等の予約状況及び開始・終了時刻の情報を各所のモニターで案内表示するシステムである。

改修概要

- ・サービスサイト画面を使い勝手の良い画面へ更新する。(アプリケーションの改善)

作業条件

- ・意匠的な配慮を行うこと。
 - ・改修時期等は、参議院と協議の上決定すること。
 - ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから作業すること。
-

・B3階 倉庫から事務室への変更

変更概要

- ・SPC使用倉庫を清掃作業員待機室として使用する。
(サイン表示:維持管理用備品倉庫-1)
- ・非居室を居室化する。
- ・本施設は避難安全検証法を用いて避難安全を確認した建築物であるため、
室避難の検証を行い、避難安全を確認する。(階避難・全館避難の検証は行わない。)
検証結果を建物管理者が保存する。

改修概要

- ・空調設備(個別パッケージ形エアコン等)の新設を行う。
- ・能力、型式、設置位置、配管・配線ルート等は事業者提案とする。
- ・中央監視及び手元にてコントロールを行う。
- ・居室としての必要換気量を確認し、既存設備にて換気量が確保されている場合は
既存設備を利用可能とする。
- ・消防法等関連法令の確認を行い、不足する設備を補完する。

作業条件

- ・冷媒管・ドレン配管は壁内隠蔽し、屋外機設置箇所を意匠的に隠蔽する等、
意匠的な配慮を行うこと。
 - ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから作業すること。
-

・エレベーター運行案内表示装置を各階エレベーターホールに設置

(A-2、B-設備6 参照)

改修概要

- ・各階エレベーターホール(各エレベーター)に、「議員専用」運転と「議員優先」運転の群管理切替に連動した運転モードを表示する表示装置を新設する。
- ・表示装置は既設品と同等の表示サイズとし、方式は文字点灯式・視認性の良いLED照明化とする。
- ・各階エレベーターホール(各エレベーター)に「高層階用」、「低層階用」の表示を新設する。
表示方法は、着脱可能なサイン又は液晶・LED等による表示装置とする。
- ・A-2の改修と合わせて行う。

作業条件

- ・表示装置は意匠的な配慮を行うこと。
- ・新たに必要となる配管・配線は意匠的な配慮を行うこと。
- ・詳細は参議院と協議し、承諾を得てから作業すること。

対象エレベーター

用途	乗用
台数	<u>6台 (7号機～12号機又は1号機～6号機)</u> 対象号機はA-2による改修対象号機と同一とする。
停止階	<u>15 (7号機～12号機)又は14(1号機～6号機)</u>